平成２２年（フ）第３３１号
兵庫県明石市野々上３丁目５番地の４　マンションセブン407号
債務者　北村　徳義
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
兵庫県明石市東野町1911番地の１　五月荘
債務者　香戸　千鶴
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
神戸市西区玉津町出合157　池内マンションⅡ―102号室、住民票上の住所神戸市西区玉津町高津橋278番地の15
債務者　福岡　真一
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
奈良市学園南２丁目８番23号
債務者　西村由加里
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４００号
奈良県生駒郡安堵町大字笠目531番地の４
債務者　児島　栄子（旧姓浅田）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４４４号
奈良県桜井市大字浅古56番地
債務者　金子　謙二
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４５４号
奈良市桂木町３番303号
債務者　久保　智範
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８８０号
北九州市八幡西区岩崎３丁目15番13号
債務者　濱口　　博
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９２３号
北九州市門司区清見３丁目７番１―408号
債務者　浜田　利子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４８９号
名古屋市千種区下方町６丁目28番地　ハニリリカⅡ302号
債務者　吉田マリアこと　ＹＯＳＨＩＤＡ　ＭＡＲＩＡ　ＣＲＩＳＴＩＮＡ　ＳＡＬＡＺＡＲ
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７号
宮崎市清武町加納甲2360番地１　オアシス加納ⅡＡ15号
債務者　小八重尊哉
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８９号
宮崎市下北方町横小路5895番地５　コーポ小川202号、前住所宮崎市矢の先町94番地　松浦アパート２―３号
債務者　井上　貴之
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８８号
宮崎市佐土原町上田島1383番地１　市営住宅追手58棟13号
債務者　松田　正一
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９６号
宮崎県西都市大字平郡918番地３
債務者　安藤　正則
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２８号
青森市大字石江字岡部157番地12
債務者　笠原　雪絵
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
青森県八戸市西白山台１丁目10番５―１号
債務者　高田　律子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
青森県八戸市類家５丁目20番６号　鳴海荘２号
債務者　白川　和子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係